

第3回 キャッシュレス推進検討会

議事要旨

日時：令和7年12月19日（金）15時00分～16時30分

場所：経済産業省別館11階1111会議室

出席者：

小早川座長、飯高委員、栗原委員、チエ委員、徳田委員、中田委員、野村委員、松本委員、柳瀬委員

議題：

1. 開会
2. 事務局資料説明
3. 意見交換
4. 閉会

議事要旨：

事務局説明後、意見交換を実施。

○目標

委員からの主なコメントは、下記のとおり。

国内指標の定義

- 指標に関して、国内の利用実態に沿った指標にするために再定義した点や、口座振替が含まれていないと明記した点、柔軟に見直すといった点の記載があり、前向きな指標になったと考えている。

将来目標と中間目標

- キャッシュレス決済比率の目標設定について、これまでの議論結果を踏まえた内容になっており妥当だと認識している。
- 2030年までに「大半の場面でキャッシュレスを利用できる状態」を目指すことは、非常に分かりやすく、これを前面に推し進めていくことは良い。
- 将来目標の達成年限を定めないものの、可能な限り早期の達成を目指すという点について賛成である。
- 将来目標および中間目標が達成された時どのような社会になっているか絵姿を示すことが重要である。

○課題と取組の方向性

委員からの主なコメントは、下記のとおり。

取組全般について

- あくまでも取組は課題解決の手段であり、本当に実効性があるかは実際に行ってみないとわからない。そのため、取組の結果を検証して効果を測った上で、必要に応じて取組の追加、見直しをすることが重要である。

キャッシュレス効果の認知拡大

- キャッシュレス化を推進する上で、キャッシュレス効果の周知が一つのポイントであり、大阪・関西万博の全面的キャッシュレス決済で検証された効果等の周知を経済産業省と民間事業者が一緒に行うことが大事である。

- 加盟店手数料の課題だけでなく、現金取扱コストに対する正確な理解促進の両軸でキャッシュレスを推進することが重要だと認識している。
- 大阪・関西万博の事例で検証された、キャッシュレス効果について、民間事業者においても発信を進めるとともに、官民連携で取り組んでいく体制ができることが望ましい。例えば「フルキャッシュレス店舗」を示す認定マークや宣言のような仕組みがあれば、フルキャッシュレスを支援する姿勢を分かりやすく示すことができるのではないか。
- 大阪・関西万博にて現金関連作業が約 1/10 になったという結果は、これまで定量的に表現できていなかった箇所であり、万博の実施条件の前提を記載した上で、キャッシュレスの効果として強調して周知すべきではないか。
- キャッシュレス決済を推進した場合、プラスの面も存在する一方、マイナスの面も発生する。「キャッシュレス決済は社会全体として推進すべき有用な手段である」との考え方方が明確に示されなければ、本とりまとめの読者に対し、否定的な印象を与える恐れがあるため、本とりまとめを発信する際は、その推進が社会全体にとって有益であることが明確に伝わるよう配慮する必要がある。

加盟店手数料/インフラコストに関する課題

- 「低手数料プランの更なる充実・普及」や「インバウンド取引における逆ざや問題」に関しては、民間事業者間の健全な競争の中で解決すべきものである。これらの課題については、現在、ステークホルダー間で協議中であり、まずは民間事業者が主体となって実施すべきものと考える。
- 加盟店の大半を占める中小企業にヒアリングしていく中では、加盟店手数料が大きな課題として挙がっているため、引き続き議論を進めていただきたい。
- 低手数料プランの条件の見直しにより一定の改善が図られる点については、前向きに評価できる。一方で、中小加盟店の立場からは、負担軽減の程度や適用の可否等について、なお不安が残る状況にあると考えられる。このため、残された課題については、慎重な検討を行いつつ、引き続き前向きに取り組んでいただきたい。
- 手数料に関しては、まずは民間事業者の努力が必要であるが、当事者間での解決が困難な場合も生じうことから、加盟店や消費者がより低い手数料を求める状況になるのであれば、関係者間の調整に官が果たせる役割があるのではないか。
- インフラコスト低減についても、まずは民間事業者が主体で取り組むことが重要であるが十分な成果が得られない場合には、有識者による議論等を検討すべきではないか。
- 中小向け料率プラン等の条件見直しは一定の前進と受け止めている一方、現場の加盟店にとっては水準感が必ずしも明確ではない。上限金額のあり方を含め、実効的な加盟店負担について理解が進むよう、より具体的な議論が必要と考える。
- 店舗が現金を扱う際のコストについては、正しい理解を広めていくことが重要。現状、中小企業にとって参考しやすい定量データが十分ではないため、行政や業界団体と連携しながら、データの整備・検証を進めていく余地があるのではないか。

お問い合わせ先：

経済産業省 商務・サービスグループ 商取引・消費経済政策課

電話：03-3501-1511（内線4120）